

指標レートの作成試行方法

○ 以下のような形で、試行することでよいか。詳細について、修正すべき点はあるか。

1. 対象とする取引（レファレンス方式、ブローカー加重平均方式共通）

- 現先（新・旧）、現金担保付債券貸借の両方を一体的に対象とする（区別しない）。
- GCレポを対象とする（SCレポは対象外）。

2. レファレンス方式

①レートの定義

- マーケット・レート（各レファレンス先が、特定時点の市場実勢＜市場において容易に取引できる＞とみなしたレート）の一本値とする。

・ 「オファー、ビッドの仲値」か「オファーレート」かについては、「仲値」がよいとの意見が多かったが、それでよいか。

- 除外する取引は、とくに指定しない。

・ GCとSCのセット約定取引、物価連動国債を担保とする取引、関連会社との取引などを明示的に除外しておくことも考えられるが、「市場実勢」と定義すれば、実質的にそうした特殊要因の影響を受けないレートが申告されると考えておいてよいか。

- 標準的な取引ロットは、**何億円程度**とするか。

・ 集計レポレートは 50 億円としている。また BBA Repo では 25 百万ポンドと定めている。本邦レポ市場ではどの程度がよいか。或いは、特に定めなくてもよいか。

②対象期間

- 対象は、翌日物 (T+0、T+1、S/N、T+3)、1W、2W、3W、1M、3M、6M、1Y とする。

—— 1 か月間の試行なので、やや多めに設定する。試行結果を踏まえて、翌日物の決済日別をどこまで精緻に対象とするか、タームの刻みをもう少し少なくする余地はないか、といった点を改めて議論する。

—— ターム物は、T+3 決済の取引を対象とする。

・ その前提として、ターム物の約定は T+3 が多く、時間帯はほぼ 1 日を通じて行われているとの理解でよいか。

- 全てのタームについて、レートを提示する。併せて、仮に「n. a.」申告が認められる場合に「n. a.」としたいタームについてはその旨を併せて申告する（その旨のフラグをたてる）。

—— 試行なので、取り敢えず、全タームについてレートを提示してみることとする。「n. a.」の取扱いは、試行結果を踏まえて改めて議論する。

③その他

- 基準時点は、翌日物の T+3 は 16 時、それ以外（翌日物の T+0、T+1、S/N とターム物 <T+3>）は 11 時としてはどうか（「〇時～〇時」のように幅を持たせることはしない）。

・ マーケット・レートを採用することから、幅を持たせる必要性は強くないと考えてよいか。

- 報告時点は、全て（基準時点が前営業日 16 時の翌日物T+3 レートも含めて）1 日 1 回、11 時 15 分までとする。

—— 実際に指標レートの作成を開始することとなった場合の取扱いについては、試行結果を踏まえて改めて議論する。同様に、公表時点をどうするかについても、試行後に議論する。

- レートの刻みは、0.001% (0.1bp) 単位とする。

—— 各社は、EXCEL ファイル（日銀がフォーマットを用意）に記入のうえ、電子メールで日銀宛てに送付する。

- ・ 上記取扱いで実務的にフィージブルと考えてよいか。

3. ブローカー加重平均方式

①レートの定義

- ブローカー各社の 1 日を通じた取引高の加重平均値とする。

- 対象取引については、本来的には、自己勘定取引（保有国債のファンディング取引など）は除くことが適当と考えられるが、試行時は、可能な範囲で除外することとしてはどうか。

- 担保については、国債全般とし、物価連動国債も除外しないこととしてはどうか。

—— 特殊要因によるレート差は必ずしも安定的なものでなく、今後に変化し得るものであるとすれば、GC という性格に照らし、除外するものは増やさない方がよいという考え方もある。他方、加重平均に影響し得る程度のものであれば、明示的に除外しておいた方がよいという考え方もある。

②対象期間

- 対象は、翌日物 (T+0、T+1、S/N)、2 日～6 日、1W、2W、3W、1M、3M、

6M、1Y とする。

—— オープンエンド物は除外することによいか。

—— ターム物については、T+3 決済の取引を対象とするほか、例えば、1W 以上 2W 未満は 1W に、2W 以上 3W 未満は 2W に含めて報告する。

○ 約定がなかった場合は、「n. a.」と報告する。

—— 対象ブローカーの約定高の合計値が一定金額に満たない場合は、全体の集計値も「n. a.」とする。その場合、**何億円程度**とするか。

③その他

○ 報告時点は、翌営業日の午前 11 時とする。

○ 報告対象は、0.001% (0.1bp) 単位の加重平均値、対象となった取引高合計額 (億円単位)、およびそれらの積数とする。

—— 各社は、EXCEL ファイル (日銀がフォーマットを用意) に記入のうえ、電子メールで日銀宛てに送付する。

4. その他 (試行の運営など)

○ 試行期間は、3 月 19 日 (月) ~4 月 13 日 (金) とする。ただし、ブローカー加重平均方式については、ブローカーの準備期間に鑑み、3 月 26 日 (月) ~4 月 13 日 (金) とする。

○ 試行レートは、試行期間中は、WG 参加機関限りの扱いとする。

—— 試行終了後に、試行結果についての WG の議論とともに、一般に公表することとする。

○ レファレンス方式には、原則として、全 WG 参加機関が参加する。

—— 本会合で決定された指標レート作成試行方法を前提とした場合、参加できない機関はないかを確認。

- 個社レートの WG 内での還元に際して、個社名も開示するか、個社名は伏しておくか。

○ ブローカー加重平均方式の対象先は、短資 3 社および日本相互証券とする。

—— 日本銀行は、原則報告日当日中に、4 社合計の加重平均値を WG 全参加機関に還元する。

以 上